

安全データシート

REMAXX EXIVE

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

改訂日: 2023/08/22 バージョン: 2.5

MSDS 番号: 00156-0367



1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : REMAXX EXIVE
製品タイプ : 洗剤
製品コード : 593 3990; 593 3991

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 : 洗淨剤

会社情報

REMA TIP TOP AG

85586

ドイツ PoingGruber Strasse65

T +49 (0) 8121 / 707 - 100

info@tiptop.de

SDS 担当の有資格者の電子メールアドレス: sds@gbk-ingelheim.de

緊急連絡電話番号

緊急連絡電話番号 : INTERNATIONAL: +49 (0) 6132 - 84463, GBK GmbH (24h - 7d/w - 365d/a)

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

| | | |
|--------|------------------|-------------|
| 物理的危険性 | エアゾール | 区分 1 |
| 健康有害性 | 皮膚腐食性/刺激性 | 区分 2 |
| | 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 区分 2 |
| | 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | 区分 3 (麻酔作用) |
| 環境有害性 | 水生環境有害性 短期 (急性) | 区分 3 |
| | 水生環境有害性(慢性) | 区分 2 |

ラベル要素

絵表示 (GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP)

: 危険

危険有害性 (GHS JP)

: 極めて可燃性の高いエアゾール (H222)
高压容器: 熱すると破裂のおそれ (H229)
皮膚刺激 (H315)
強い眼刺激. (H319)
眠気又はめまいのおそれ (H336)
長期継続的影響によって水生生物に毒性 (H411)

注意書き (GHS JP)

安全データシート

REMAXX EXIVE

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

MSDS 番号: 00156-0367

- 安全対策 : 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙。(P210)
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)
使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)
スプレーの吸入を避けること。(P261)
- 保管 : 換気の良い場所で保管すること。(P403)
日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)

他の危険有害性

- 分類に寄与しないその他の危険有害性 : 取扱中に引火性/爆発性の蒸気-空気混合物を生成することがある。
加圧容器加熱により内圧が上昇し、破裂する恐れがある。

3. 組成及び成分情報

- 化学物質・混合物の区別 : 混合物
コメント : 芳香族を含まない炭化水素による調製。

| 名前 | 濃度 (%) | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS 番号 |
|--------------------------|--------|--------|----------|------------|------------|
| | | | 化審法番号 | 安衛法番号 | |
| 酢酸エチル | 25-50 | C4H8O2 | (2)-726 | 既存化学物質 | 141-78-6 |
| 炭化水素、C7、n-アルカン、イソアルカン、環状 | 10-25 | CxHy | - | - | 64742-49-0 |
| ブタン | 10-25 | C4H10 | (2)-4 | 既存化学物質 | 106-97-8 |
| 炭水化物、C6、イソ、< 3% n-ヘキサン | 10-25 | CxHy | - | - | 64742-49-0 |
| イソブタン | 2,5-10 | - | (2)-4 | 既存化学物質 | 75-28-5 |
| シクロヘキサン | <1 | C6H12 | (3)-2233 | 2-(4)-1340 | 110-82-7 |
| n-ヘキサン | <1 | - | (2)-6 | 既存化学物質 | 110-54-3 |

4. 応急措置

応急措置

- 応急措置 一般 : 汚染された衣類は直ちに脱ぐ。
被災者を汚染エリアから移動させる。
- 吸入した場合 : 蒸気または分解された製品を誤って吸入した場合、通気性のいい場所に連れてゆく。
症状が治まらない場合は医師に相談する。
- 皮膚に付着した場合 : 多量の水と石鹸で優しく洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : まぶたの裏側も含め、直ちに多量の水で最低でも 15 分間洗眼すること。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。

安全データシート

REMAXX EXIVE

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

MSDS 番号: 00156-0367

飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないこと。
口をすすぐこと。
意識不明状態の者には決して口から物を与えない。
直ちに医師の診察を受ける。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

症状/損傷 吸入した場合 : 呼吸器への刺激のおそれ。
眠気又はめまいのおそれ。

症状/損傷 皮膚に付着した場合 : 皮膚刺激。
ばく露の繰返しにより皮膚の乾燥あるいはひび割れを引き起こすことがある。

症状/損傷 眼に入った場合 : 強い眼刺激。

症状/損傷 飲み込んだ場合 : 誤えん有害性。

医師に対する特別な注意事項

処置 : 対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤 : 水噴霧、乾燥粉末消火剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素

使ってはならない消火剤 : 多量のウォータージェット

火災危険性 : 極めて可燃性の高いエアゾール。

爆発の危険 : 物質は爆発性ではない。
蒸気/爆発性気体の混合が形成されることがある。

火災時の危険有害性分解生成物 : 火災が発生する可能性:
一酸化炭素、
二酸化炭素

消火方法 : 安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。

消火時の保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
自給式呼吸器。
完全防護服。

火災の予防策 : 水スプレージェットで危険にさらされた容器を冷却。

その他の情報 : 圧力上昇と容器破裂の恐れ。
危険が及ぶ容器に散水して冷却する。
蒸気は空気と爆発性混合物を形成する。
火災残留物や汚染された消火水は当該地の規定に従って廃棄する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置 : 蒸気が発生した場合は、適切な呼吸器を使用する。
爆燃防止に必須の器具。
十分な換気を確保する。
防護服を着用する。
あらゆる発火源を取り除く。

安全データシート

REMAXX EXIVE

JIS Z 7253 : 2019 に準拠
MSDS 番号: 00156-0367

非緊急対応者

応急処置

- : 漏出エリアを換気する。
- 裸火、火花禁止、禁煙。
- スプレーの吸入を避けること。。
- 皮膚、眼との接触を避ける。

緊急対応者

保護具

- : 適切な保護具を着用して作業する。
- 詳細については、第 8 項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項

- : 排水溝/地上水/地下水に混入させないこと。
- 地下/地表に浸透させない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法

- : 漏出物を回収すること。

浄化方法

- : 不活性吸収剤(砂、おがくず、ユニバーサル結合材、シリカゲル等)で吸収する。
- 廃棄するため、塵取りで清掃するか取り除き、密封された容器に入れる。

その他の情報

- : 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- : データなし

安全取扱注意事項

- : 皮膚、眼との接触を避ける。
- 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。
- 禁煙。
- 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
- 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。
- 個人用保護具を着用する。
- 防爆に関する条例を守る。

接触回避

- : データなし

衛生対策

- : 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。。
- 製品取扱い後には必ず手を洗う。

保管

安全な保管条件

- : 日光から遮断すること。
- 50℃以上の温度にばく露しないこと。
- 施錠して保管すること。
- 換気の良い場所で保管すること。
- 容器を密閉しておくこと。
- 涼しいところに置くこと。

安全な容器包装材料

- : データなし

混触禁止物質

- : 酸化性物質。

混合保管に関する情報

- : 動物用のものも含めて、食べ物や飲み物から離れた所に保存する。

包装材に関する特別な規則

- : 他の容器に移し替えないこと。

安全データシート

REMAXX EXIVE

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

MSDS 番号: 00156-0367

8. ばく露防止及び保護措置

監視方法 : 特定のばく露サンプリング法はありません

生物学的モニタリング法 : 特定のばく露サンプリング法はありません

| 酢酸エチル (141-78-6) | |
|------------------------|-----------------------------------|
| 日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会) | |
| 現地名 | 酢酸エチル # Ethyl acetate |
| 許容濃度 | 720 mg/m ³ |
| 許容濃度 [ppm] | 200 ppm |
| 規則参照 | 許容濃度等の勧告 (2022 年度) 産衛誌 64 巻 |
| 日本 - ばく露限界値 | |
| 許容濃度(産衛学会) | 200ppm(720mg/m3) |
| 許容濃度(ACGIH) | TWA 400 ppm,STEL - |
| ブタン (106-97-8) | |
| 日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会) | |
| 現地名 | ブタン (全異性体) # Butane (all isomers) |
| 許容濃度 | 1200 mg/m ³ |
| 許容濃度 [ppm] | 500 ppm |
| 規則参照 | 許容濃度等の勧告 (2022 年度) 産衛誌 64 巻 |
| 日本 - ばく露限界値 | |
| 許容濃度(産衛学会) | 500ppm(1200mg/m3) |
| 許容濃度(ACGIH) | TWA -,STEL 1000 ppm (EX) |
| シクロヘキサン (110-82-7) | |
| 日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会) | |
| 現地名 | シクロヘキサン # Cyclohexane |
| 許容濃度 | 520 mg/m ³ |
| 許容濃度 [ppm] | 150 ppm |
| 規則参照 | 許容濃度等の勧告 (2022 年度) 産衛誌 64 巻 |
| n-ヘキサン (110-54-3) | |
| 日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会) | |
| 現地名 | ヘキサン # Hexane |
| 許容濃度 | 140 mg/m ³ |
| 許容濃度 [ppm] | 40 ppm |
| 特記事項 (JP) | 経皮吸収 # Skin absorption |
| 規則参照 | 許容濃度等の勧告 (2022 年度) 産衛誌 64 巻 |

安全データシート

REMAXX EXIVE

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

MSDS 番号: 00156-0367

| n-ヘキサン (110-54-3) | |
|---------------------------|--|
| 日本 - 生物学的ばく露指数 (日本産業衛生学会) | |
| BEI | 3 測定対象物質: 2, 5-ヘキサジオン - 測定対象試料: 尿 - 試料採取時期: 週末の作業終了時 - 注: 酸加水分解後 # Parameter: 2,5-Hexanedione - Assay material: urine - Sampling time: End of shift at end of workweek - Remark: after acid hydrolysis 0.3 測定対象物質: 2, 5-ヘキサジオン - 測定対象試料: 尿 - 試料採取時期: 週末の作業終了時 - 注: 加水分解なし # Parameter: 2,5-Hexanedione - Assay material: urine - Sampling time: End of shift at end of workweek - Remark: without acid hydrolysis |
| 規則参照 | 許容濃度等の勧告 (2022 年度) 産衛誌 64 巻 |

設備対策 : 作業所の十分な換気を確保する。

保護具

呼吸用保護具 : 換気が不十分である場合、適切な呼吸器を着用する。

| 機器 | フィルタタイプ | 条件 | 規格 |
|-----------------|----------------------------|----|----------|
| ガス用フィルター付呼吸用保護具 | タイプ A - 高沸点 (>65°C) の有機化合物 | | EN 14387 |

手の保護具 : この推奨は実験室条件下における化学的適合性および EN 374 準拠テストにのみ基づく、適用次第では異なる要件が生ずる。そのため、保護手袋納入業者の推奨を更に配慮すること

| タイプ | 素材 | 透過 | 厚さ (mm) | 浸透 | 規格 |
|---------|--------|-------------|---------|----|------------|
| 耐化学薬品手袋 | ニトリルゴム | 6 (> 480 分) | ≥ 0.4 | | EN ISO 374 |

眼の保護具 : きれいな水と洗眼ボトル (EN 15154)

| タイプ | 適用分野 | 特徴 | 規格 |
|---------------|---------------|----|--------|
| 防護眼鏡 (EN 166) | 液体が飛散する可能性がある | | EN 166 |

| タイプ | 規格 |
|-------|-------------|
| 長袖防護服 | EN ISO 6530 |

環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。

その他の情報 : 皮膚、眼との接触を避ける、製品取扱い後は、直ちに手を洗う、汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること、蒸気を吸入しないこと。

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|------|---------|
| 物理状態 | : 液体 |
| 外観 | : エアゾール |
| 色 | : 無色 |
| 臭い | : 果実臭 |
| pH | : データなし |
| 融点 | : データなし |
| 凝固点 | : データなし |
| 沸点 | : データなし |

安全データシート

REMAXX EXIVE

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

MSDS 番号: 00156-0367

| | |
|--------------|--|
| 引火点 | : < 0° C |
| 自然発火点 | : データなし |
| 分解温度 | : データなし |
| 可燃性 | : 極めて可燃性の高いエアゾール |
| 蒸気圧 | : 3000 hPa @20° C |
| 50° C での蒸気圧 | : < 10000 hPa |
| 相対密度 | : データなし |
| 密度 | : 0.658 g/cm ³ @20° C |
| 相対ガス密度 | : データなし |
| 溶解度 | : 混合不可能。20° C で。(OECD 116 法)。 |
| Log Pow | : データなし |
| 爆発特性 | : 物質は爆発性ではない。引火性/爆発性蒸気-空気混合物を形成することがある。高压容器: 熱すると破裂のおそれ。 |
| 爆発限界 (vol %) | : データなし |
| 酸化特性 | : 非酸化 |
| 動粘性率 | : データなし |
| VOC 含有量 | : 658 g/l |
| 粒子特性 | : データなし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|--|
| 反応性 | : 指定通り保管し使用する限り分解しない。 |
| 化学的安定性 | : 通常の条件下では安定。 |
| 危険有害反応可能性 | : 酸化剤と共に反応する。 |
| 避けるべき条件 | : 蒸気/空気の混合気体は爆発性である。日光から遮断すること。50°C以上の温度にばく露しないこと。使用後を含め、穴をあけたり燃したりしないこと。熱へのばく露で爆発することがある。 |
| 混触危険物質 | : 酸化剤。 |
| 危険有害な分解生成物 | : 一酸化炭素。二酸化炭素。 |

11. 有害性情報

| | |
|---------------|--|
| 潜在的な健康有害性及び症状 | : 高濃度の蒸気による症状: 頭痛、吐き気、めまい、高濃度で麻酔作用があることがある、長期あるいは、継続した接触により、本製品の脱脂性が皮膚に刺激を与え、炎症をおこすことがある |
| 急性毒性 (経口) | : データなし |
| 急性毒性 (経皮) | : データなし |
| 急性毒性 (吸入) | : データなし |

安全データシート

REMAXX EXIVE

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

MSDS 番号: 00156-0367

| シクロヘキサン (110-82-7) | |
|--------------------|------------------------|
| LD50 経口 ラット | > 12705 mg/kg |
| n-ヘキサン (110-54-3) | |
| LD50 経口 ラット | 25000 mg/kg bodyweight |
| LD50 経皮 ウサギ | > 2000 mg/kg |

| | |
|------------------|---|
| 皮膚腐食性／刺激性 | : 皮膚刺激 長期あるいは、継続した接触により、本製品の脱脂性が皮膚に刺激を与え、炎症をおこすことがある |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | : 強い眼刺激. |
| 呼吸器感受性 | : データなし |
| 皮膚感受性 | : データなし |
| 生殖細胞変異原性 | : データなし |
| 発がん性 | : データなし |

| ブタン (106-97-8) | |
|-----------------|------------------------|
| 発がん性 | 【分類根拠】 データ不足のため分類できない。 |
| 生殖毒性 | : データなし |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | : 眠気又はめまいのおそれ |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | : データなし |
| 誤えん有害性 | : データなし |

| REMAXX EXIVE | |
|--------------|-------|
| 噴霧器 | エアゾール |

12. 環境影響情報

生態毒性

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 生態系 - 全般 | : 長期継続的影響によって水生生物に毒性。 |
| 水生環境有害性 短期 (急性) | : 水生生物に有害 |
| 水生環境有害性(慢性) | : 長期継続的影響によって水生生物に毒性 |

安全データシート

REMAXX EXIVE

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

MSDS 番号: 00156-0367

| シクロヘキサン (110-82-7) | |
|--------------------|---------------------------------------|
| LC50 魚 1 | 4 mg/l 72h, Selenastrum capricornutum |
| EC50 ミジンコ 1 | 0.9 mg/l |
| BCF - 魚 [2] | 31 - 129 Cyprinus carpio (コイ) |

残留性・分解性

| REMAXX EXIVE | |
|---------------------------------------|-------|
| 残留性・分解性 | データなし |
| 炭化水素、C7、n-アルカン、イソアルカン、環状 (64742-49-0) | |
| 急速分解性でない | |
| ブタン (106-97-8) | |
| 急速分解性でない | |
| 炭水化物、C6、イソ、< 3% n-ヘキサン (64742-49-0) | |
| 急速分解性でない | |

生体蓄積性

| REMAXX EXIVE | |
|--------------------|-------------------------------|
| 生体蓄積性 | データなし |
| シクロヘキサン (110-82-7) | |
| BCF - 魚 [2] | 31 - 129 Cyprinus carpio (コイ) |

土壌中の移動性

| REMAXX EXIVE | |
|--------------|-------|
| 土壌中の移動性 | データなし |

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性 : データなし

その他の有害な影響

その他の有害な影響 : 水質危害
その他の情報 : 表層水、または下水に流さない

13. 廃棄上の注意

廃棄方法 : 現行のローカルな法規に従って、焼却することが可能である。
廃棄より再生利用（リサイクリング）を優先する。
汚染容器及び包装 : 容器内の残余物は除去する。

14. 輸送上の注意

国際規制

安全データシート

REMAXX EXIVE

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

MSDS 番号: 00156-0367

UN RTDG / IMDG / IATA / ADN / RID / ADRに準ずる

| 国連勧告 (UN RTDG) | 海上輸送 (IMDG) | 航空輸送 (IATA) |
|-------------------|---------------------------|---------------------|
| 国連番号 | | |
| 1950 | 1950 | 1950 |
| 国連正式品名 | | |
| エアゾール | AEROSOLS | Aerosols, flammable |
| 輸送危険物分類 | | |
| 2.1 | 2.1 | 2.1 |
| 容器等級 | | |
| 非該当 | 非該当 | 非該当 |
| 環境有害性 | | |
| 環境有害性 : 該当 | 環境有害性 : 該当 海洋汚染物質 : 該当 | 環境有害性 : 該当 |

海洋汚染物質 : 該当

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質

非該当

国内規制

その他の情報 : 補足情報なし

15. 適用法令

国内法令

化審法 : 優先評価化学物質 (法第 2 条第 5 項)

安全データシート

REMAXX EXIVE

JIS Z 7253 : 2019 に準拠
MSDS 番号: 00156-0367

労働安全衛生法

: 第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）

適用条件:

第1種、第2種有機溶剤を5重量%を超えて含有するもの（有機則第1条四ハ）
第3種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号）

適用条件:

有機溶剤を5重量%を超えて含有するもの（有機則第1条二、五）
作業環境評価基準（法第65条の2第1項）

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）

適用条件:

1重量%以上を含有する製剤その他の物（安衛則第30条・別表第2）

【改正後 令和8年4月1日以降】

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）

適用条件:

1重量%

危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号）

危険物・可燃性のガス（施行令別表第1第5号）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）

ブタン（政令番号: 482）（30～40%）

酢酸エチル（政令番号: 177）（45～55%）

石油ナフサ（政令番号: 330）（45～55%）

ヘキサン（政令番号: 520）（5%未満）

適用条件:

1重量%以上を含有する製剤その他の物（施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2）

0. 1重量%以上を含有する製剤その他の物（施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2）

【改正後 令和8年4月1日以降】

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）

適用条件:

1重量%

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（法第66条第2項、施行令第22条第1項）

適用条件:

第1種有機溶剤又は第2種有機溶剤を5重量%を超えて含有するもの。ただし、第1種有機溶剤を5重量%を超えて含有するものを除く。（有機則第1条第1項第4号）

第1種有機溶剤、第2種有機溶剤又は第3種有機溶剤を5重量%を超えて含有するもの。ただし、第1種有機溶剤を5重量%を超えて含有するもの及び第1種有機溶剤又は第2種有機溶剤を5重量%を超えて含有するものを除く。（有機則第1条第1項第5号）

化学兵器禁止法

: 有機化学物質（法第29条1、施行令第4条1）

水質汚濁防止法

: 指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）

安全データシート

REMAXX EXIVE

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

MSDS 番号: 00156-0367

| | |
|----------------------|--|
| 消防法 | : 第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体（法第2条第7項危険物別表第1・第4類） 適用条件: 1気圧において、液体であって、危険物令第1条の6で定める試験において引火性を示し引火点が21℃未満のもの（法別表第1・備考12） |
| 悪臭防止法 | : 特定悪臭物質（施行令第1条） 適用条件: 排気 |
| 大気汚染防止法 | : 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中央環境審議会第9次答申） 適用条件: 排気 揮発性有機化合物（法第2条第4項）（有機溶剤中毒予防規則中の該当物質） 適用条件: 排気 揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達） 適用条件: 排気 |
| 海洋汚染防止法 | : 油性混合物（施行規則第2条の2） 適用条件: 揮発油の濃度が75容量%未満のものに限る。 危険物（施行令別表第1の4） 有害液体物質（X類物質）・油性混合物（施行令別表第1第1号イ（81）） 適用条件: 揮発油の濃度が75容量%未満のものに限る。 有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1） 有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1） |
| 外国為替及び外国貿易法 | : 輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」 適用条件: （廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】ハロゲン化されたものを除く 0.1重量%以上含む物 輸出貿易管理令別表第1の16の項 輸出貿易管理令別表第2（輸出の承認） 適用条件: （廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】ハロゲン化されたものを除く 0.1重量%以上含む物 |
| 道路法 | : 車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2） 適用条件: 1気圧において、液体であって、危険物令第1条の6で定める試験において引火性を示し引火点が21℃未満のもの（法別表第1・備考12） |
| 特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法） | : 特定有害廃棄物（法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号） 適用条件: ハロゲン化されたものを除く 0.1重量%以上含む物 |

安全データシート

REMAXX EXIVE

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

MSDS 番号: 00156-0367

高圧ガス保安法

: 液化ガス (法第 2 条 3)

適用条件:

常温において圧力が **0.2MPa** 以上となる液化ガス又は圧力が **0.2MPa** となる温度が 3 5℃以下である液化ガス

可燃性ガス (一般高圧ガス保安規則第 2 条 1)

労働基準法

: 疾病化学物質 (法第 7 5 条第 2 項、施行規則第 3 5 条別表第 1 の 2 第 4 号 1)

がん原性化学物質 (法第 7 5 条第 2 項、施行規則第 3 5 条別表第 1 の 2 第 7 号)

適用条件:

さらされる業務

16. その他の情報

免責条項 当該シートに記載されている情報は信頼できる情報をもとにしてはいるが、情報の正確性について明示・暗示を問わずいかなる保証をするものではない。製品の取扱い、使用、保管または廃棄条件は当社の管理外であり、我々の認知するところではないことがある為、製品の取扱い、使用、保管または廃棄によって生じる損失、損害または費用に対する責任は、直接・間接を問わず一切負わない。当該シートは本製品にのみ使用するべきである。本製品がその他の製品の成分として使用される場合は、当該シートに記載されている情報が適用されないことがある。